

令和5年2月21日

〒451-0045

名古屋市西区名駅2-27-8 名古屋プライムセントラルタワー18階

株式会社オー・ド・ヴィー・ウェディング 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号 KS千種ビル6階F

事務局長 伊藤英樹

(TEL: 052-734-8107、FAX: 052-734-8108)

ご連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人から貴社に対する令和4年9月21日付け申入書に対し、貴社からは令和4年10月31日付けでご回答を頂きました。

貴社からは、令和4年9月21日付け申入書において、規約の開示にあたっての条件をご提案いただいています。しかし、条件1については、あくまで当法人は消費者に対して情報提供を行う努力義務を負うところ（消費者契約法27条）、規約の対外的な開示範囲について貴社の同意を得る必要が生じることになれば、開示の可否は貴社の同意の有無に左右されることとなることから、当法人の負う上記義務を履行できないおそれがあります。また、条件2については、貴社の規約について消費者から何らかの指摘を受けた場合に、当法人はあくまでその対応を行う立場にはありません。以上から、貴社のご提案する条件についてはいずれも応じかねます。

これまで当法人からお送りした書面においても申し上げた通り、貴社の規約を対外的に開示する場合でも、当法人が問題としている一部分を開示するにすぎません。そして、貴社に消費者契約法に沿った規約の修正をしていただいた場合、貴社の規約がどのように改善されたかについて、改善された部分を引用するなどして当法人

のホームページ上に公表しますが、規約が改善されたことが消費者に周知されることは貴社にとっても利益となるものと考えています。

以上を踏まえていただいてもなお貴社から規約を開示していただけない場合には、当法人としては、貴社からの規約の開示は期待できないと判断して、消費者からの情報提供を募るなど他の手段により入手することを検討せざるを得ません。

以上を前提に、貴社として最新の規約の開示の可否をご検討いただき、令和5年3月21日までに、貴社の見解をご回答ください。

敬具